

5) 各種施策の組み合わせによる施策の実効性の向上

(1) 公共施設及び民有地の緑化基準・緑化指針

鎌倉市は、「鎌倉市緑の基本計画推進プログラム（平成9年3月）」において、今後の公共施設や民有地の緑化の指標となる基準及び指針を作成した。

①公共施設の緑化基準

表4 公共施設の緑化面積率、接道緑化率

施設区分	緑化面積率	接道緑化率
学校	3/10以上	7/10以上
その他の公共施設	2/10以上	7/10以上
街区公園、運動公園	3/10以上	8/10以上
近隣公園、地区公園、総合公園	5/10以上	8/10以上
都市緑地	8/10以上	8/10以上

注) 消防署等の特殊な用途の施設で、接道緑化率を確保することが著しく困難な場合は、表の率は適用しない。

●植栽の方針及び植栽本数

- ア. 樹木等の植栽にあたっては、各施設の特長や機能に配慮し、将来において高木・中木及び低木等が一体となった地域の中心施設にふさわしい緑量感のある計画とする。
- イ. 接道部は、特に緑視効果の高い配植計画とする。
- ウ. 擁壁等の構造物はつた類等で緑化する。
- エ. 緑化面積部分には、土壌改良を施すこととする。ただし表土等良質な土壌を利用した場合はこの限りではない。
- オ. 樹木等の最低植栽本数
 - ・緑化面積10㎡当たり高木1本、中木2本、3㎡を覆う本数の低木。
 - ・植栽時の樹木の投影面積が必要な緑化面積に満たない場合は、芝等の地被植物を植栽。

②民有地の緑化基準

推進プログラムに定めた民有地の緑化基準は、鎌倉市開発事業指導要綱第16条の緑化基準と整合しており、民間開発に対してはこの基準を適用して緑化を誘導している。

表5 民有地の緑化面積率、接道緑化率

用途地域	建ぺい率	緑化面積率	接道緑化率
第1種、第2種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域（容積率100%）	4/10以下	2/10以上	7/10以上
第1種中高層住居専用地域（上記以外）、第2種中高層住居専用地域、第1種住居地域、第2種住居地域又は準住居地域、工業地域、工業専用地域	6/10以下	2/10以上	6/10以上
近隣商業地域、商業地域	8/10以下	1/10以上	3/10以上

（平成8年の用途地域名称変更により名称変更）

- 注) ・用途地域の指定のない区域においては、隣接する用途地域の緑化面積率及び接道緑化率を適用する。
- ・接道部においては、駐車場の裏側を緑化した場合も接道緑化率の対象とする。
 - ・旗状敷地等特殊な形状の敷地で、接道緑化率を確保することが著しく困難な場合は上表の率は適用しない。

●植栽の方針及び植栽本数

- ア. 樹木等の植栽は、将来において高木、中木及び低木等が一体となって良好な環境を形成するような計画とする。
- イ. 接道部分は、生垣と高木等が一体となった、緑視効果の高い配植計画とする。
- ウ. 擁壁等の構造物はつた類等で緑化する。
- エ. 緑化面積部分には、土壌改良を施すこととする。ただし表土等良質な土壌を利用した場合はこの限りではない。

オ. 樹木等の最低植栽本数

(ア) 風致地区内

- ・緑化面積10㎡当たり高木1本、中木2本、1㎡を覆う本数の低木。
- ・原則として接道部を含む敷地の2方向に生垣を設置。
- ・植栽時の樹木の投影面積が必要な緑化面積に満たない場合は、芝等の地被植物を植栽。

(イ) 風致地区外

- ・緑化面積15㎡当たり高木1本、中木2本、1㎡を覆う本数の低木。
- ・原則として接道部に生垣を設置。

③民有地の緑化指針

市街地に分布する緑はその大部分が民有地の緑であり、本市の場合も市街化区域の緑の91.8%が民有地の緑で占められています。

こうした民有地の緑は、鎌倉に住む私たち自身がつくり育ててきたものであり、この緑が公共の緑を包み込んで、まちの景色を豊かにし、暮らしやすい環境をつくってきました。

最近、宅地規模の狭小化や、駐車スペースの必要性などから民有地の緑の確保が難しくなっていますが、様々な工夫をこらして生活と結びついた民有地の緑をふやしていくことが必要です。

こうした民有地の緑化では、次のような基本的方向をもつことが必要であると考えられます。

- ・緑視効果の高い緑を作り、緑の連続性を高める。
- ・街なみ景観に統一性や個性をうみだす緑をつくる。
- ・日常の生活空間に安らぎが感じられるような緑をつくる。
- ・商業地や工業地においては、事業所や商店街などのイメージの向上につながる緑をつくる。
- ・都市の自然的環境の保全・回復につながる緑をつくる。

(住宅地の緑化指針)

住宅地の緑化は良好な住環境の形成を目的としたものであり、こうした生活空間の緑は居住者に潤いと安らぎを与えてくれます。また、個々の住宅の緑は一団となって地域の緑をつくり、風格と潤いのあるまち並み景観を育てます。

住宅には様々なタイプやつくりがあり、それに伴って緑化のあり方も異なりますが、基本的には次のような方針に沿って緑化を進めていくことが必要です。

- ・生活環境を快適にする緑をつくる
- ・プライバシーの確保につながる緑をつくる
- ・接道部の緑を充実し、まち並みの緑の連続性を高める
- ・まち並みに彩りを添える緑をつくる
- ・自然性の保全・回復につながる緑をつくる

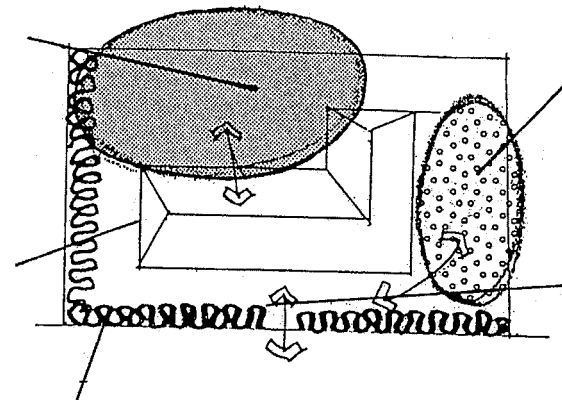
基本方針図 (戸建住宅の場合)

(主庭)

主庭のつくり方は住む人の好みでいろいろなものが、考えられますが、まちの緑を豊かにする上からも、できるだけ小鳥を呼ぶ高木などを植栽することが望まれます。

(住宅の壁面・ベランダ)

道路に面する建物の壁面や窓辺、ベランダ等の緑化は、接道部の緑をさらに豊かなものにします。



(接道部)

接道部には、生垣や樹形の美しい木などを配し、道路から緑が連続して見られるようなつくりとすることが必要です。

十分な緑化スペースが確保されない場合は、プランターなどによる緑化が有効です。

隣家と接する側には、プライバシーを守るための目かくし植栽などが必要となります。

(玄関口)

樹形の美しい木や花木などを用いて、彩りのある緑をつくりだしていくことが望まれます。

(2) 接道緑化への取り組み（まち並みのみどりの奨励事業）

鎌倉市では、まち並みの緑化の推進を図るため、市内において接道部の緑化（以下「接道緑化」という。）を行う者に対し、補助金の交付を行ってきた。

この補助金の交付については、これまで接道緑化奨励事業として行ってきたが、平成12年5月31日に新たに「鎌倉市まち並みのみどりの奨励事業補助金交付要綱」を定め、要綱の基準に沿った補助を実施している。

①接道緑化に係る補助金の交付対象基準

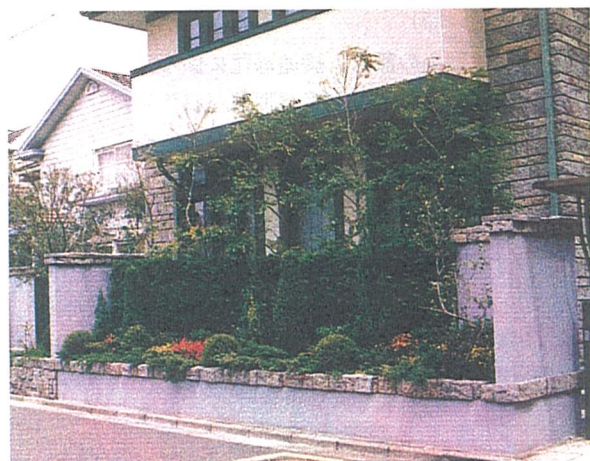
- ・ 接道緑化の延長が3 m以上であること。
- ・ 接道面から3 m以内に植栽される樹木又は設置される生け垣であること。
- ・ 生け垣は植栽時の高さが0.5m以上あり、かつ、植栽の本数が0.9mにつき2本以上であること。

②補助金の額

補助金の額は、接道緑化に係る工事に要する樹木費・資材費及び手間賃等を基礎に市長が別に算出した標準経費（工事予定額が当該標準経費に満たない場合は、当該工事予定額とする。）の1/2の額（次の地区内において接道緑化の取り決めがある場合は、標準経費の2/3の額）とし、150,000円を限度とする。

- ・ 都市緑地保全法（昭和48年法律第72号）第14条第1項及び第20条第1項に規定する緑地協定地区
- ・ 都市計画法（昭和43年法律第100号）第12条の5第1項の規定により地区計画が定められた区域
- ・ 鎌倉市まちづくり条例（平成7年6月条例第4号）第11条第1項に規定するまちづくり推進地区及び第28条第1項に規定する自主まちづくり計画策定地区
- ・ 鎌倉市都市景観条例（平成7年9月条例第10号）第8条第1項に規定する景観形成地区

●接道緑化の事例



資料14 鎌倉市まち並みのみどりの奨励事業補助金交付要綱

平成12年5月31日告示第42号

(趣旨)

第1条 この要綱は、まち並みのみどりの推進を図るため、本市内において接道部の緑化（以下「接道緑化」という。）をする者に対し、補助金を交付することについて、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1)接道部 敷地のうち道路（建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条に規定する道路をいう。）に接する部分をいう。
- (2)生け垣 樹高のほぼ均一な樹木を列状に植え並べ、竹、丸太等を補助材料に用いた垣根をいう。
- (3)高木 植栽時の樹高が3メートル以上の樹木をいう。
- (4)中木 植栽時の樹高が1.5メートル以上3メートル未満の樹木をいう。
- (5)低木 植栽時の樹高が1.5メートル未満の樹木をいう。
- (6)建物敷地 住宅、店舗、事務所等の建物の存する土地をいう。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付を受けることができる者は、本市内において建物敷地を所有し、又は使用する者で、当該建物敷地の接道緑化をするものとする。ただし、次に掲げる者を除く。

- (1)販売を目的として所有する建物敷地の接道緑化をする者
- (2)鎌倉市開発事業指導要綱（平成7年9月告示第102号）の規定により接道緑化をする者

(補助金の交付対象基準)

第4条 補助金の交付対象となる接道緑化の基準は、次に掲げるとおりとする。ただし、市長が特に接道緑化の必要があると認めるときは、この限りでない。

- (1)接道緑化の延長が3メートル以上であること。
- (2)接道面から3メートル以内に植栽される樹木又は設置される生け垣であること。ただし、樹木と生け垣を組み合わせるときは、生け垣より建物敷地の内側に植栽される中木及び低木は、補助対象としない。
- (3)生け垣は、植栽時の高さが0.5メートル以上であり、かつ、植栽の本数が0.9メートルにつき2本以上であること。
- (4)樹種は、市長の推奨するもので、樹木が健全であること。

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、接道緑化に係る工事に要する樹木費、資材費及び手間賃を基礎に市長が別に算出した標準経費（工事予定額が当該標準経費に満たない場合は、当該工事予定額とする。）の1/2の額（次に掲げる地区内において接道緑化の取り決めがある場合は、2/3の額）とし、150,000円を限度とする。

- (1)都市緑地保全法（昭和48年法律第72号）第14条第1項及び第20条第1項に規定する緑地協定地区
- (2)都市計画法（昭和43年法律第100号）第12条の5第1項の規定により地区計画が定められた区域
- (3)鎌倉市まちづくり条例（平成7年6月条例第4号）第11条第1項に規定するまちづくり推進地区及び第28条第1項に規定する自主まちづくり計画策定地区
- (4)鎌倉市都市景観条例（平成7年9月条例第10号）第8条第1項に規定する景観形成地区

2 前項の補助金の額に100円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

(補助金の交付申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、接道緑化の工事に着手する前に、まち並みのみどりの奨励事業補助金交付申請書(第1号様式)に見取図及び現況写真を添えて市長に提出しなければならない。

(補助金の交付決定、通知)

第7条 市長は、前条の規定による申請があったときは、当該申請に係る書類の審査及び現地調査を行い、適当と認めるときは、申請者に対し、まち並みのみどりの奨励事業補助金交付等決定通知書(第2号様式)により通知するものとする。

(完了届)

第8条 前条の規定による通知を受けた者は、接道緑化の工事を完了したときは、まち並みのみどりの奨励事業工事完了届書(第3号様式)に完成写真を添えて市長に提出しなければならない。

(補助金の交付)

第9条 市長は、前条の規定により、接道緑化工事の完了の届出があったときは、当該緑化工事完了の確認を行い、適当と認めるときは、補助金を交付するものとする。

(補助金受領者の遵守事項)

第10条 補助金の交付を受けた者(以下「補助金受領者」という。)は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1)接道緑化工事を完了した日から5年間は、樹木を伐採しないこと。
- (2)植栽した樹木の健全な育成に努めること。

(補助金の交付決定の取消し、返還)

第11条 市長は、補助金の交付決定を受けた者又は補助金受領者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金交付決定の全部若しくは一部を取り消し、又は交付した補助金の全部若しくは一部の返還を命ずることができる。

- (1)申請について不正行為があったとき。
- (2)前条各号に規定する補助金受領者の遵守事項に違反したとき。

(準用)

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項については、鎌倉市補助金等に係る予算の執行に関する取扱要綱(昭和41年2月告示第23号)を準用する。

付則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成12年7月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱の施行前になされた申請に係る補助金については、なお従前の例による。

生け垣補助金制度が改正

高・中・低木も対象に

接道部（敷地が道路に接する部分）の緑化は、緑豊かな町並みや通気性の良い環境を作るとともに、地震のときの防災にも有益です。

このため、新たに生け垣を設置する人に補助金を交付していますが、7月から制度を一部改正し、生け垣に加えて、高・中・低木にも補助の対象を広げます。

対象は、次の場合です。

○住宅、店舗、事業所などの敷地に新たに植栽する樹木または生け垣。ただし、販売目的の住宅用地などに設置するものは除く

○接道緑化延長が三メートル以上

であること

○接道部から三メートル以内に植栽される樹木または生け垣であること。ただし、樹木と生け垣を組み合わせる場合、生け垣より敷地内側の中・低木は除く。補助金の額は、工事予定額が市の定める標準経費を超える場合は標準経費の二分の一、下回る場合は工事予定額の二分の一、最高限度額は十五万円です。希望する人は、工事を始める前に相談ください。

問い合わせ

みどり課…☎内線5558